

2020年6月定例県議会 一般質問

2020年6月30日

日本共産党 大橋沙織県議

日本共産党の大橋沙織です。一般質問を行います。

昨年の台風被害や新型コロナウイルスなど、震災・原発事故の復興途上に相次ぐ災害で県民の暮らしは大打撃を受けています。新型コロナでこれまでの生活が大きく一変し、多くの人が政治と自分の暮らしが直結していると感じ声をあげています。そうした中、国民一律の10万円給付が実現、全国で200を超える大学の学生がよびかけた学費半額を求める署名に賛同が広がるなど、政治の在り方が大きく問われています。今こそ県民の命と暮らしを守るための施策を迅速に実行することが必要です。この観点で以下質問を行います。

一、雇用調整助成金について

今回、新型コロナによる解雇を防ぐため申請書類の簡素化などがされてきましたが、依然として支給までのスピードが遅く、県内でも今月26日時点で申請が5,067件に対し支給決定は3,176件と約6割に留まっており、迅速化が求められます。中小の事業者からは、休業補償を払えないため申請できないとの声も出されています。

雇用調整助成金の迅速な支給を図るため、事後審査にするなど申請手続の更なる簡素化を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

国の二次補正で示された「休業支援金」は、雇用保険加入の有無にかかわらず労働者が直接請求できる制度です。

休業手当を受けられない労働者が申請できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を速やかに支給し、休業補償が確実に行われるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

二、県の協力金・支援金について

県の協力金と支援金が発表され事業者の方々は大きな期待をしていましたが、実際には対象外とされ落胆しています。事業者の気持ちを踏みにじるような線引きはやめるべきです。

県内事業者は原発事故に加え、昨年の消費税増税と台風被害で、すでに大打撃を受けており、県北の飲食業だけでも47件は廃業したとの情報や3月以降、売り上げが8割も減少した飲食店もあり「生活が不安で夜も眠れない。今すぐ手元にお金がほしい」など深刻な状況に追い込まれています。

あるコーヒーショップの経営者は4月28日から5月6日までの9日間のうち5日間休業しましたが「9日間の完全休業が条件」と言われ、またフラワーアレンジメント教室の方は自前店舗ではないため、それぞれ支給対象業種であり、休業に協力したのに対象外とされてしまいました。

休業等の要請に応じた事業者への福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金について、営業自粛に応じた事業者を幅広く捉えるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

県は協力金などの受付業務をコールセンターに委託しているため、その場での柔軟対応ができず確認作業に時間がかかり、申請開始から約一か月経過した今月14日時点でもわずか20.5%の支給、29日時点でも43.3%と半数にも達していません。

ドイツの零細事業者向け補償制度は、資金繰りが難しくなった理由などを書けばよく、申請から3日程度でお金が振り込まれます。まずは必要なお金をすぐに支払い、事後審査としているため迅速な支給が可能です。

休業等の要請に応じた事業者への福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金について、速やかに支給すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

三、生活困窮者への支援について

非正規労働者は前年同月比で97万人減少、そのうち7割が女性であり雇用におけるジェンダー格差は大きな課題です。

経済状況が悪化した時、真っ先に切られるのは非正規労働者です。19日時点の福島労働局調べでは、東北の中で最も多い650人が解雇見込みとされ、県内のある工場では40人～50人の派遣切りが行われたとの話もあります。

社協などで申請できる緊急小口資金や総合支援資金は事業者も利用可能、返済時住民税非課税なら返済不要となり、住居確保給付金はアルバイトの収入が減った学生なども対象となりました。

経済弱者は情報弱者との指摘もあります。生活福祉資金や住居確保給付金の制度を積極的に周知すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

生活困窮者の最後の受け皿となる生活保護は、コロナ特例で車の保有が認められました。長野県のホームページでは「国民の権利を保障する全ての方の制度ですので、ためらわずにご相談ください。職員が丁寧に説明します。」と明記されており、先の国会では安倍首相も「ためらわずに申請を」と呼びかけました。

「生活保護はあなたの権利」との立場で、生活保護制度の周知を図り、積極的に保護を実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

四、放課後児童クラブ等への支援について

これまで放課後児童クラブは家庭に代わる子どもの居場所として役割を果たしてきました。今回、放課後児童支援員は、国の唐突な休校要請に伴い約 2 か月間、朝から晩まで開所し、連日 12 時間労働、断続的な休校で終わりが見えない不安感など支援員が心身ともに疲弊し、3 密を避けにくい環境で働かざるを得ないことによる特別な緊張も大きかったとの話を聞いてきました。

国の二次補正では、医療・介護、障がい児施設の職員は慰労金の対象となっていますが、政府の要請で開所を続け社会生活を支えてきた放課後児童クラブや保育所の職員などは対象外です。

放課後児童クラブや保育所の職員に対し、慰労金を支給するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、「日本一子育てしやすい福島県」実現のためにも放課後児童クラブや保育所の職員に対し、県が独自に慰労金を支給すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

今後も、働く保護者が安心して子どもを預けられるようにするため、専門的な知識や技能を身につけた放課後児童支援員が 8 時間勤務の常勤雇用で複数配置され、就労を継続できるような環境整備が必要です。

放課後児童クラブを 8 時間の常勤職員体制で運営する事業と位置付けるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

五、学生や大学等への支援について

「高等教育無償化プロジェクト FREE」の調査によれば、4 月時点でバイトの収入が減った学生は 7 割近くおり、さらに 2 割の学生が「大学を辞める」ことを検討していると回答しました。

党県議団は県内の各大学と懇談し実態調査を行ってきました。県内の学生は保護者の失業で学費が払えないなど経済的な不安を抱え、福島大学ではすでに 2 人が休学を申し出ており、いわき市の医療創生大学の学生などを含む全国 200 の大学等の学生がネット署名で学費半額を求めています。

OECD 加盟国の中で授業料無料も給付型奨学金制度もないのは日本だけで、国公立でも年間の学費は 53 万 5,800 円、私学はその 2 倍です。国立の福島大学では奨学金とアルバイトの収入で学費を払っている学生が一番多いと言います。県としては県立大学の学費半額を行うべきです。

県立医科大学及び会津大学の学費を半額にすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

国は二次補正で学生支援緊急給付金を創設しましたが、対象学生は全国でわずか 43 万人、全学生 370 万人のうち 9 人に 1 人しか支給対象とならず、留学生には成績など

の条件まであり、さらに厳しい状況です。コロナ禍で学生は経済的に苦しんでおり、県内の多くの大学では教職員や OB が募金をして学生への貸付金など経済的支援を行っていますが「大学だけでは限界」との声です。

桜の聖母短期大学では卒業生の県内就職率は 8 割で、保育士や管理栄養士などをはじめ県内の大学等は将来の福島県を担う若者の育成機関となっています。

国の学生支援緊急給付金の対象とならない県内の学生に県として経済的支援を行うべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

県内では、桑折町や只見町がコロナで困窮する町出身の学生への奨学金制度を創設しており、各大学からは「県独自の給付型奨学金制度を作してほしい」と要望がありました。

大学生等を対象とした県独自の給付型奨学金制度を創設すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

県内全ての大学等が参画する「アカデミア・コンソーシアムふくしま」には県もメンバーとなっています。この会議の場も活用し、学生の実態をつかむべきです。

各大学等の取組を把握し、学生を等しく支援する担当部署を設置すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

会津大学短期大学部の寮「一箕寮」は築 57 年で老朽化が進んでいます。2018 年 3 月、大学基準協会から「とりわけ寮の老朽化については、学生の居住環境への影響もあり早急に是正するように」との勧告が出されています。会津短大は寮の改築を県に要望し県も現地を調査しましたが、行われたのは厨房などの改修で根本的な老朽化への対策とはなっていません。勧告への返答期限は来年の 7 月に迫っています。

老朽化している会津大学短期大学部の学生寮を改築すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

六、米の全量全袋検査について

米の全量全袋検査は消費者や県外の業者などから「検査しているから安心だ」という声があり、目に見える安心の基準となってきました。今年度産米から避難指示が出た市町村を除き抽出検査に移行されますが、昨年の台風被害で川の土砂が田んぼにあがった農家があり、依然として不安を抱えています。喜多方市では米の販売促進のためにも安全安心を確保したいとの思いで独自検査を継続します。

米の全量全袋検査を継続すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

市町村や団体が独自に行う米の放射性物質検査に対して助成すべきと思いますが、県

の考えを尋ねます。

七、原発事故と新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農家への支援について

県内の畜産農家は原発事故の影響で全国よりも販売価格が低く抑えられたまま、さらに新型コロナで大きな影響を受けています。今回のように販売価格が暴落した際、生産者を救う制度として使えるのが「肉用牛肥育経営安定交付金制度」、いわゆる牛のマルキン制度で、肉用牛の販売価格が生産コストを下回った場合、生産者にその差額の9割を補填するものです。

これまで販売価格は全国平均で算定していましたが、国の通知に基づき今年度から県別の地域算定に移行する段階で「より実態が反映される」と農家の方々も喜んでいました。

ところが4月、国が唐突にこの制度を変え、補償の基準となる販売価格を県単位から東北ブロック全体で平均し交付額を決める方式にしたことで、原発事故などの影響から東北の中で一番安い価格で販売される本県肉牛は、高値で取引される山形県や宮城県と一律の基準にされてしまうと、交付額が大きく減額となり大ダメージだと各方面から批判の声があがっています。

肉用牛肥育経営安定交付金制度について、本県の実態に応じた算定方式とするよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

6月補正では国の肥育牛支援事業に、県が2万円を上乗せする予算が計上されていますが、極めて不十分と言わざるを得ません。

肉用牛肥育経営安定交付金制度について、制度改定に伴う損失分を当面は県が補てんすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

日本の食料自給率は年々下がり続け現在は37%となっています。コロナ禍でロシアやウクライナ、ベトナム、インドなど17の国・地域が輸出規制に動いています。外国からの輸入ができなくなった時、食料自給率37%では国民の食料を守れません。飲食業関係者や中山間地の農家からは、コロナを機に地産地消を基本に据えるべきだとの意見もあります。

福島県はこれまで食料自給率は生産額ベースで農業輸出県でしたが、原発事故の被害で農業輸入県となり、未だに回復できていません。国は2010年の計画では50%を目標にしていますが、2015年以降、目標を45%に引き下げました。

食料自給率の50%への引上げを早期に実現するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

本県の大多数を占めている家族農業経営を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

八、種苗法について

先の国会では種苗法の審議が継続となりましたが、国連の「農民の権利宣言」では種子に対する権利が農民にあることを明確にしています。

これまで農家は自らの土地などに合った作物育成をしてきましたが、種苗法が改定されてしまえば、登録品種については種子を毎年購入しなければならず、さらに一般品種にも拡大が懸念され、農家にとっては新たに大きな負担が発生することとなります。

種苗法改定案の撤回を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

九、伊達地区特別支援学校について

伊達市保原町に建設予定の伊達地区特別支援学校についてです。

設計では、地盤から 45cm 高くしますが、今年の台風では 25cm 浸水しており、既にその差は 20cm に迫っています。

この特別支援学校は知的障害の子どもたちが通う学校となることから災害時などにパニックを起こさないための特別な配慮も必要です。また、地元からは建設予定地が浸水被害の常襲地帯であり、今後の災害を考えるとこの程度の差では不十分ではないか、かさ上げをしてほしいとの要望があります。

一方、伊達市梁川町の梁川小学校は水害の常襲地帯に建設され、建設当時、様々な意見を受け 1メートルのかさ上げをしたことで、今年の台風ではギリギリのところまで浸水を免れましたが、隣接している認定こども園では、かさ上げが不十分で浸水しました。

災害対策の教訓から、伊達地区に建設する県立特別支援学校について、校舎部分をかさ上げすべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

十、福島駅前の百貨店の閉店について

中合福島店の閉店で、約 440 人の今後の雇用が心配されます。福島市などが行ったテナントへのアンケートでは回答のあった 49 の店舗のうち半数が閉店する方向です。

国や福島市と連携して、テナント事業者と従業員の雇用を守る対策を行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

十一、伊達市への大型商業施設計画について

伊達市は 6 月議会で、伊達市堂ノ内地区への大型商業施設イオンモール誘致に向けて、改正都市計画法に基づき、年内にも地区計画を策定する方針を明らかにしました。

しかし、伊達市の商店街をはじめ事業者は、今般の経済状況の悪化に加え、高齢化や人口減少などの課題を抱えており「イオンが来ればどこの店も全部やられてしまう、廃

業するしかない」との声です。コロナ後の経済状況も不透明な中、出店計画を拙速に進めようとするにも地元からは批判の声が上がっています。福島市からも「県北全体の発展にはつながらない」と慎重な意見が出ています。

伊達市による、堂ノ内地区における都市計画法に基づく地区計画について、県はどのように対応してきたのか尋ねます。

県は、2000年代初めに起きた県内各地への大型店計画に対して、事実上規制する全国初の商業まちづくり推進条例を2005年に制定、歩いて買い物ができるまちづくりを進めてきました。県は今後、商業まちづくり推進条例に基づき、広域調整を行うこととなります。

大型店の立地地域は、条例の基本方針において県の県北都市計画区域マスタープランに位置付けられていること等の要件を満たす必要があるとしています。しかし、伊達市堂ノ内地区はこのマスタープランに位置づけられていません。

伊達市への大型商業施設計画について、商業まちづくり推進条例の基本方針で定められている要件を満たすことができるのか、県の考えを尋ね、質問を終わります。

【答弁】

内堀雅雄知事

大橋議員のご質問にお答えいたします。

県内の学生への経済的支援についてであります。仕送りやアルバイト収入の減少等により困窮する学生の現状に鑑み、これまで、全国知事会を通じ学生への経済的支援について要望を行ってまいりました。その結果、学生支援緊急給付金制度が創設され、また、今年度から開始された国の修学支援新制度においても授業料等減免及び奨学金給付の弾力的運用により、対象者が拡大されたところであります。

さらに、同給付金の早期支給を全国知事会から重ねて提言するとともに、新制度の更なる拡充も要望し、学生への経済的支援に努めているところであります。また、県内の各大学においても独自の支援金給付、奨学金貸与に加え、JA等各種団体の支援による食料配付などがなされており、県立医科大学及び会津大学においては、教職員、地元企業、住民、団体等からの寄附金を活用した支援金の給付や食費補助などを行っております。

県といたしましては、今後の状況も踏まえ、全国知事会を通じ国へ要望するなど、学生への経済的支援を図ってまいります。

一、雇用調整助成金について

商工労働部長

雇用調整助成金の申請手続の簡素化につきましては、全国知事会を通して国に求めてきた結果、記載事項の5割削減や、添付書類の省略などが認められたことに加え、おおむね20人以下の小規模事業主については、実際に支払った休業手当額から助成額を算定可能とするなど、更なる負担軽減も行われたところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金につきましては、国の第二次補正予算に盛り込まれたところであり、今後、速やかに申請手続がなされ、休業支援金が適切に支給されるよう、制度を周知してまいります。

二、県の協力金・支援金について

商工労働部長

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金につきましては、4月21日から始まる休業要請期間のうち、少なくとも4月28日から5月15日まで協力したことを要件としており、対象の事業者も、基本的に休止を要請しない施設に分類される、集会の用に供する設備を持たない旅館・ホテルも対象としております。

次に、協力金及び支援金の支給につきましては、審査体制の強化を図ったところであり、申請書類の補正等について、申請者に丁寧の説明しながら、交付の迅速化に取り組んでまいります。

三、生活困窮者への支援について

保健福祉部長

生活福祉資金や住居確保給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う変更点を盛り込んだリーフレット等を新たに作成、配布するとともに、県や社会福祉協議会のホームページを通して広くお知らせしております。今後とも、必要とする方が利用できるよう制度の周知に努めてまいります。

次に、生活保護制度につきましては、感染症の発生に伴う制度運用の弾力的な取扱い等について、各実施機関に通知するとともに、県や各市のホームページ等を活用して広く周知しております。今後とも、必要な方に確実に保護が実施されるよう、取り組んでまいります。

四、放課後児童クラブ等への支援について

こども未来局長

放課後児童クラブや保育所の職員に対する慰労金につきましては、国の第二次補正予算において対象とされておきませんが、感染拡大の中、仕事を休むことが困難な保護者の子どもを受け入れ、社会機能の維持に寄与してきた役割を評価し、別途、職員又は施設に適切な支援措置を講ずる必要性について国に訴えてまいります。

次に、県独自の慰労金につきましては、緊急事態宣言期間中に事業の継続を求められた事業者は放課後児童クラブや保育所のほかにも数多くあることから、一定の事業者のみを対象として支給するには、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、放課後児童クラブの8時間の常勤体制につきましては、小学校の授業等が午後まで続くことから、導入は困難であると考えておりますが、職員の処遇改善や放課後児童クラブの運営に必要な補助基準額の増額について引き続き、国に求めてまいります。

五、学生や大学等への支援について

総務部長

県立医科大学及び会津大学の入学料や授業料等の学費につきましては、両大学とも、平成18年度の公立大学法人化以降、国の標準額を参考に独自に定めているところであります。

次に、会津大学短期大学部の学生寮につきましては、平成18年に行った耐震診断の結果A判定であったことも踏まえ、入寮生の生活環境の維持・改善を図るため、計画的に施設改修工事等を行っているところであります。

企画調整部長

大学等の取組の把握を含む学生の支援につきましては、これまで各大学等における授業料減免等のほか、国において、国公立、私立を問わず多くの学生の修学を、経済的に支援するための緊急パッケージの措置が講じられております。県といたしましては、引き続き、県内の高等教育機関で構成されるアカデミア・コンソーシアムふくしまを通じた現状把握や情報共有に加え、必要に応じ、全国知事会から国への要望を行うとともに、県の各種制度を担当する部局等と連携しながら、適切に支援を行ってまいります。

教育長

大学生等を対象とした給付型奨学金につきましては、国の制度において、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生等についても新たに支援対象とされたところであり、この制度の周知を図りながら支援に努めてまいります。

六、米の全量全袋検査について

農林水産部長

米の全量全袋検査につきましては、放射性セシウムの吸収抑制対策などの徹底により、通算5年間基準値超過がないことから、避難指示等があった12市町村を除いて、モニタリング検査に移行いたします。引き続き、関係機関・団体等と連携して、カリ質肥料の追加的施用による吸収抑制対策や異物混入による汚染防止を徹底し、県産米の安全を確

保してまいります。

次に、市町村や団体が独自に行う米の放射性物質検査につきましては、野菜、果物等と同様の枠組みで、分析装置の整備や検査員の配置等を支援してまいります。

七、原発事故と新型コロナウイルス感染症の

農林水産部長

肉用牛肥育経営安定交付金制度につきましては、今回の算定方式の見直しにより、本県の肥育農家への交付額が大きく減少することから、先月1日、国に対して、本県肉用牛の販売価格に応じた制度運用に戻すよう強く要望したところであります。

次に、制度改定に伴う損失分につきましては、国の算定方式の見直しによるものであり、従来どおり、県別の地域算定方式を認めるよう、引き続き、国に強く求めてまいります。県といたしましては、牛肉の学校給食での利用やオンラインストアでの販売促進などの消費拡大対策に加え、農家の経営体質強化に向けた生産振興対策を一体的に実施することで、肥育農家の経営安定に努めてまいります。

次に、食料自給率の引上げにつきましては、食の安定的な供給を通して県民の豊かな暮らしを支えていく上で極めて重要であります。このため、農地等の生産基盤の整備を始め、生産拡大のための機械・施設整備への支援、生産技術の向上などの施策を総合的に進めてまいります。

次に、家族農業経営につきましては、本県農業経営体の98パーセント以上を占め、地域農業を支える役割を果たしていることから、引き続き、収益性の高い園芸品目の導入、多様な主体が参画する集落営農や農地保全などの共同活動等を支援してまいります。

八、種苗法について

農林水産部長

種苗法改定案につきましては、先の通常国会で成立せず、継続審議になったところであります。このため、国の動向を注視しながら、引き続き情報収集に努めてまいります。

九、伊達地区特別支援学校について

教育長

伊達地区の県立特別支援学校につきましては、記録的な降水量となった令和元年東日本台風と同程度の浸水被害が発生した場合でも、校舎の床上には浸水しない設計となっているため、計画どおり建設を進めてまいる考えであります。

十、福島駅前の百貨店の閉店について

商工労働部長

福島駅前の百貨店の閉店につきましては、事業の継続を希望するテナント事業者に対し、まちなかの空き店舗へ移転する際に家賃補助を行うとともに、国、県、市、経済団体等を構成員として設置した雇用対策本部において、閉店するテナント等の従業員の再就職や求人開拓等の支援を行うなど、テナント事業者の事業継続と従業員等の雇用の維持・確保に向け、関係者と緊密に連携して取り組んでまいります。

十一、伊達市への大型商業施設計画について

商工労働部長

商業まちづくり推進条例につきましては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、昨年度、基本方針の見直しを行ったところでありますが、現時点においては事業者からの届出はなされておられません。

土木部長

伊達市による堂ノ内地区における地区計画につきましては、当該地区が市街化調整区域であることから、都市計画法に基づく協議に入る前の段階で土地利用についての他法令に係る状況を確認するため、事前に資料の提供を受けたところであります。

【再質問】

大橋県議

再質問を行います。まず知事に、学生への経済的支援について再質問します。

いま求められるのは県としての支援だと思います。県内の大学生と話す、原発事故を受けた福島のために力になりたい、福島で学びたいとの思いで、福島県の大学を選んでいます。そういう気持ちを学んでいる学生たちが今コロナでバイトができず、収入が断たれ、困窮している。国の給付金は申請できる人数は10%だけと、各大学に割り当てがあるため、給付を受けられない学生もいると聞きました。国の給付金だけでは不十分で、大学はそういう学生を目の前にしてなんとかしなくてはいけないと思って、会津大学では国の10万円に2万円を上乗せし、福島大学でも困窮している学生1人に月5万円の貸付金を教職員やOBの寄付を募ってやっています。桜の聖母短大でも独自の奨学金制度をコロナ対応に拡充させています。

こうやって独自の支援を次々にやっているなかで、各大学から県としても「何らかの支援をしてほしい」と要望が出されているわけです。いま県の姿勢が問われているのではないのでしょうか。

桜の聖母短大では、福島市との連携で福島市への就職率が上がった話も聞きました。

全国的に、農業系学部の卒業生は8割がその地域で就職するとの話も聞いています。若者の人口流出対策の立場から見ても、学生支援は重要と考えます。

県内の学生への経済的支援について再度知事に伺います。

次に、教育長に伊達の特別支援学校のかさ上げについて再質問いたします。

やっぱり地元住民の方が心配しているわけなんです。この学校は地元住民の人が待ち望んで、大きな期待が寄せられています。せっかくつくる学校ですから、心配なく学べるようにすることが必要です。もともとの設計で45cm地盤から高くするというのですが、去年の台風では25cm浸水被害を受けています。こういう経過を踏まえて、設計を再検討すべきじゃないでしょうか。去年の台風を超える被害がいつ起きてもおかしくないです。いまのうちに対策をうつべきと考えます。

伊達の特別支援学校のかさ上げについて、教育長に再質問いたします。

それから土木部長に、伊達のイオンについて再質問いたします。

地区計画について、資料提供を受けたというご答弁でしたが、伊達市の認識は、地区計画を前提に、県の認識よりも一歩進んでいると感じます。伊達市が議会に示した6月の文書によれば県との間で事前調整の完了の見込みがついたことから、地区計画の策定の作業を進めることにしたと書いてあります。県と市との間で協議が相当進んでいるのではないのでしょうか。

堂ノ内地区の地区計画について、県がどのように対応してきたのか再度伺います。

【再答弁】

内堀雅雄知事

大橋議員の再質問にお答えいたします。

県内の学生への支援につきましては、学生支援緊急給付金制度の創設、就学支援新制度の対象者拡大などが行われたところでございます。

県といたしましては、今後の状況もふまえ、全国知事会を通じ、国へ要望するなど、学生への経済的支援を図ってまいります。

土木部長

伊達市による地区計画についてでございますが、現在、都市計画法に基づく協議に入る前の事前の相談を受けているという段階でございます。今後、正式な協議があった場合には都市計画法に基づき、適正に対応してまいります。

教育長

伊達の特別支援学校の件でございますが、昨年の台風での浸水面よりも、校舎一階が床面が高くなるような設計となっておりますので、予定通り建設を進めてまいる考えでございます。

【再々質問】

大橋県議

再々質問いたします。知事に、学生の支援についてです。

国が支援策をやっているわけではありますが、県としての支援が求められていると思っています。県の人口ビジョンでは、大学進学時や、就職期に特に県外への転出が多く見られるとあります。知事が今議会の所信でも、人口減少対策で切れ目のない支援の充実を述べました。

県が福島の将来を担う若者を応援する立場で学生支援を行うべきと思います。再度知事に質問します。

それから商工労働部長に、県の協力金と支援金について再質問します。

要綱には少なくともこの期間と休業要請期間は書いてあっても、完全休業が条件とは書いてありません。協力金の対象業種で、休業に協力した事業者を対象外にするような線引きは改善すべきと思います。事業者からは、「いままできちんと納税してきたんだから、こう時くらい助けてほしい、営業継続できればこれからだって快く納税していく」と、そういう話もあります。

県内事業者は原発事故に加えて、昨年の消費税増税と台風被害で、すでに苦しい状況が続いています。いまコロナで休んでしまえば収入がゼロになる。でも、固定費などの支出は変わらない。暮らしがひっ迫するから完全休業はできなかったわけです。県としてこうした事業者も含めて幅広く捉えることが必要だと思います。

今月上旬に話を伺った事業者の方は「今後を考えると暗い気持ちになるから考えないようにしてきた、いままでこの気持ちを誰にも話せなかった」と、これだけ苦しい状況に追い込まれています。

せっかくつくった制度をきちんと事業者のために使うこと、こういう大変なときだからこそ県がしっかりと支援すべきだと思います。「新しい生活様式」のもと、事業者はこれからも感染拡大防止に協力していくこととなります。自粛が続くわけですから、ここで線引きしないで、対象を広げるべきと考えます。

県の協力金・支援金について幅広くとらえるべきと思いますが、再度質問いたします。

最後に、こども未来局長に学童や保育所職員への県独自の慰労金について再質問します。

必要性を認めていらっしゃる通り、3月ごろの現場の状況は局長もご存じだと思います。あの混乱のさなか、放課後児童クラブ支援員のみなさんは、社会生活を支えてきました。福島市の20代の女性支援員は「朝から開所になったけど休憩時間もないまま毎日12時間労働。さらに子どもたちの検温や消毒など業務が増えて、心身ともに限界です」と窮状を訴えています。東京都の練馬区では、保育の従事者1人につき2万円出すことを決めています。

国がやらないなら、県がまず独自でやるべきではないでしょうか。放課後児童クラブや保育所の職員に対して、県独自の慰労金を支給すべきと思いますが、再度伺います。

【再々答弁】

内堀雅雄知事

県内の学生の支援につきましては、これまで福島県として全国知事会とともに、新たな支援制度の創設等に努めてきたところであります。今後とも、全国知事会と連携をしながら、適時・適格に取り組んでまいります。

商工労働部長

協力金・支援金につきましては、緊急事態措置に基づく、休業要請に協力いただいた事業者に交付することとしたものであり、交付には協力いただいたことが前提となります。

こども未来局長

放課後児童クラブや保育所等、社会機能を維持する事業者の職員に慰労金を支給することにつきましては、そのような職員が、消防、警察、食品、ライフライン、交通など、多種多様であることから、総合的な調整のうえ、国が判断すべきものと考えてございます。

以上